証券コード　4769
平成27年12月２日

株　主　各　位

東京都品川区南大井六丁目22番７号
株式会社　インフォメーション クリエーティブ
代表取締役社長　山　田　　亨

第38回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第38回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、平成27年12月17日（木曜日）午後５時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。**

敬　具

記

1. **日　　時**　平成27年12月18日（金曜日）午前10時（受付開始　午前９時）
2. **場　　所**　東京都大田区大森北一丁目６番16号
　大森東急REIホテル　５階フォレストルーム
　（ホテル名称が変更されておりますが、昨年と同じ会場でございます。末尾記載の会場ご案内図をご参照ください。）
3. **会議の目的事項**
　報告事項　第38期（平成26年10月１日から平成27年９月30日まで）
　事業報告及び計算書類の内容報告の件
　決議事項
　第１号議案　剰余金の処分の件
　第２号議案　定款一部変更の件
　第３号議案　取締役（監査等委員である者を除く）５名選任の件
　第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
　第５号議案　取締役（監査等委員である者を除く）の報酬等の額決定の件
　第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
　第７号議案　役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給並びに退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.ic-net.co.jp/）において周知させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年10月１日から
平成27年９月30日まで）

1.　会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、日銀の金融緩和及び政府の経済政策により、企業収益や雇用状況の回復傾向がみられるなど、緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、海外経済の下振れリスクや円安による輸入価格の上昇などにより、依然として先行き不透明な状態が続いております。

当社が属する情報サービス業界におきましては、大型のシステム開発が見込まれる金融系や、マイナンバー制度関連のシステム整備が見込まれる公共系などへの投資意欲は高いものの、クラウド化に伴いインフラ構築への投資は鈍化傾向となっております。又、業界全体の技術者不足や受注単価の抑制は継続しており、依然として厳しい経営環境になっております。

このような状況の中で当社は、「ITソリューション事業の安定成長」、「ITサービス事業の成長加速」、「強固な人材基盤・組織基盤の構築」の３つの基本方針のもと中期経営計画の達成に努めてまいりました。

これらの結果、当事業年度におきましては、売上高は6,794百万円と前年同期と比べ311百万円（前年同期比4.8%増）の増収となりました。利益につきましては、システム運用のインフラ構築での作業縮小に伴う待機工数やソフトウェア開発の作業超過に伴う原価の増加などが発生したため、営業利益は326百万円と前年同期と比べ20百万円（前年同期比5.8%減）の減益、経常利益は380百万円と前年同期と比べ１百万円（前年同期比0.5%減）の減益となりました。当期純利益は特別損失の減少により206百万円と前年同期と比べ109百万円（前年同期比113.0%増）の増益となりました。

(2) 事業部門別の状況

事業部門別の業績を示すと、次のとおりであります。なお、当事業年度より、事業部門の区分を変更しており、以下の前年同期比較については、前年同期の数値を変更後の事業部門の区分に組み替えた数値で比較しております。

①　ITソリューション事業

ITソリューション事業につきましては、金融・証券・保険、製造、官公庁・自治体などの受注が増加したことにより、売上高6,674百万円（前年同期比5.4%増）となりました。

内訳は次のとおりであります。

ソフトウェア開発につきましては、製造、官公庁・自治体向けオープン・Web系システム開発の受注増加により、売上高は3,035百万円（前年同期比8.7％増）となりました。

システム運用につきましては、製造、金融・証券・保険向けのシステム運用管理の受注増加により、売上高は3,639百万円（前年同期比2.8％増）となりました。

② ITサービス事業

ITサービス事業につきましては、ASPサービスの一部ユーザの機能削減に伴う契約変更などにより、売上高は119百万円（前年同期比21.2％減）となりました。

(3) 財産及び損益の状況

区　　分	第35期 (平成24年９月期)	第36期 (平成25年９月期)	第37期 (平成26年９月期)	第38期(当期) (平成27年９月期)
売　上　高(百万円)	5,892	6,236	6,482	6,794
経 常 利 益(百万円)	353	362	382	380
当期純利益(百万円)	166	217	97	206
１株当たり当期純利益	43円49銭	56円85銭	25円37銭	54円04銭
総　資　産(百万円)	4,450	4,554	4,915	5,074
純　資　産(百万円)	2,908	3,180	3,330	3,476

(注)　１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(4) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資は120,747千円であり、その主なものは、自社製パッケージソフトウェアの開発であります。

(5) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(6) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(7) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(8) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

(9) 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(10) 対処すべき課題
当社は、平成25年９月に策定した中期経営計画の最終年度を迎え、更なる事業の成長を図ってまいります。経営戦略といたしましては、以下に示す３つの戦略を推進してまいります。

① ITソリューション事業の安定成長
プロジェクト管理を強化することで、品質の安定化を推進し顧客満足の更なる向上を目指します。又、プレ活動、及びパートナーを含む要員管理、ニアショア展開の強化により売上の拡大及び利益の向上を目指してまいります。

② ITサービス事業の成長加速
新たなチケット販売・管理ASPサービス「チケットGATE」の更なる展開を推進いたします。又、新サービスの展開に向けた企画立案を推進いたします。

③ 強固な人材基盤・組織基盤の構築
受注の効率化を図るため、ITソリューション事業部に「営業本部」を新設するとともに「パートナー推進部」を設置することにより、パートナー確保の強化を図り、受注の拡大及び収益の向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(11) 重要な親会社及び子会社の状況
該当事項はありません。

(12) 主要な事業内容（平成27年9月30日現在）

① コンピュータシステムの運営管理の受託
② 情報処理サービス、情報提供サービス及びそのコンサルティング並びにこれらに関する労働者派遣業務
③ コンピュータソフトウェアの開発、販売
④ 小型コンピュータ、コンピュータ関連機器及び事務用機器の仲介、販売、貸付

(13) 事業所（平成27年9月30日現在）

本　　社　東京都品川区南大井六丁目22番７号
開発センタ　茨　　城（茨城県土浦市）

(14) 従業員の状況（平成27年9月30日現在）

区　　分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男　　性	752名	15名増	34.6歳	12.2年
女　　性	54名	4名増	28.8歳	5.7年
合計又は平均	806名	19名増	34.2歳	11.8年

(15) 主要な借入先（平成27年9月30日現在）

該当事項はありません。

(16) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成27年9月30日現在）

(1) 発行可能株式総数　普通株式　12,000,000株
(2) 発行済株式の総数　普通株式　3,866,135株
(3) 株主数　1,459名
(4) 大株主の状況

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
	株	%
IC従業員持株会	334,419	8.73
有限会社承	163,363	4.27
株式会社フュージョンパートナー	125,000	3.26
一般財団法人IC斎藤育英会	116,000	3.03
史海波	110,100	2.88
上野正敏	104,000	2.72
須賀明宏	92,825	2.42
山田亨	89,975	2.35
庄子浩	77,600	2.03
小沢庸司	77,181	2.02

(注)　持株比率は、自己株式（37,251株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成27年9月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山　田　　亨	ITサービス事業部長
常務取締役	小　沢　庸　司	管理本部長
常務取締役	須　賀　明　宏	ITソリューション事業部長兼テクニカル運用本部長
取　締　役	吉　田　明　芳	経営戦略室長兼経営管理部長
取　締　役	齋　藤　良　二	ソリューション開発本部長兼ソリューション開発本部第２部長
常勤監査役	川　瀬　俊　一	
監　査　役	岡　本　秀　一	
監　査　役	高　橋　郁　雄	

（注） 1. 監査役岡本秀一氏及び高橋郁雄氏は、社外監査役であります。

2. 監査役高橋郁雄氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。

3. 監査役岡本秀一氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

4. 当事業年度末日後に生じた取締役の担当の異動は、次のとおりであります。

氏　　名	新	旧	異動年月日
須　賀　明　宏	ITソリューション事業部長	ITソリューション事業部長兼テクニカル運用本部長	平成27年10月１日
齋　藤　良　二	テクニカル運用本部長兼テクニカル運用本部第２部長	ソリューション開発本部長兼ソリューション開発本部第２部長	平成27年10月１日

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	報酬等の額
取　締　役	5名	84,409千円
監　査　役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	7,376千円 (3,470千円)
合　計	8名	91,786千円

(注) 1. 平成15年12月18日の株主総会の決議による取締役の報酬限度額（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まず。）は、年額200,000千円及び平成10年12月18日の株主総会の決議による監査役の報酬限度額は、年額10,000千円であります。

2. 報酬等の額には、役員賞与引当金繰入額11,183千円を含んでおります。

3. 上記のほか、使用人兼務取締役に対する使用人分給与相当額（賞与を含む。）は17,390千円であります。

4. 報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額8,253千円が含まれております。

5. 上記のほか、平成26年12月19日の株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。

退任取締役１名　　12,476千円

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況並びに当該兼職先との関係

該当事項はありません。

② 当社又は特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

	氏　　名	主　な　活　動　状　況
監　査　役	岡　本　秀　一	当事業年度開催の取締役会には、18回のすべてに参加し議案の審査に必要な発言を適宜行い、又、監査役会13回のすべてに出席し、監査に関する重要な事項の協議、監査結果についての意見交換等を行っております。
監　査　役	高　橋　郁　雄	当事業年度開催の取締役会には、18回のすべてに参加し議案の審査に必要な発言を適宜行い、又、監査役会13回のすべてに出席し、監査に関する重要な事項の協議、監査結果についての意見交換等を行っております。

(4) 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。しかし、今般の会社法改正や社会情勢の変化等を考慮し、社外取締役の選任を検討してまいりました。

今回、会社法の改正を機に、当社はコーポレート・ガバナンス体制の充実を図り、透明性の高い経営を目指すために委員の過半数が社外取締役である監査等委員会設置会社へ移行することとし、本総会の第４号議案において監査等委員である取締役３名の選任を付議いたします。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

井上監査法人

(注) 当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は、平成26年12月19日開催の第37回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区　　分	支払額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12,000千円
②当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役、関係部門及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第１項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項の各号のいずれかに該当すると認められた場合、監査役会の決議により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役は解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

又、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、当社監査役会は、会計監査人の解任又は不再任の方針に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役の職務の執行が法令・定款に適合し、かつ効果的に行われることを確保するために、取締役会等で十分審議しなければならない。

当社は、監査役会設置会社であり、取締役の職務の執行については、監査役会の定める監査方針及び分担に従い、経営機能に対する監視・監督を行うこととしており、取締役の法令違反の制御・防止に寄与するものとする。

又、内部通報制度を設け、役員及び社員等が、社内において法令違反、不正行為が行われ、又は行われようとしていることに気がついたときは、管理本部長又は顧問弁護士に通報しなければならないと定める。会社は、通報内容を守秘し、通報者に対して、不利益な扱いを行わない。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、情報セキュリティ管理規程、文書取扱規程、その他の管理規程に従い、取締役の業務執行に係る情報を文書又は磁気記録的な媒体に記録し保存する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業の社会的責任遂行、法令遵守の観点から社内規程の整備や諸施策を実施するとともに、ISO-9001:2000（現在は更新により2008）を認証取得し、製品に万全を期する。又、取引の中で個人情報など各種情報を取り扱うため、平成15年10月にプライバシーマークを認証取得し、個人情報に関する法令やその他規範の遵守を徹底している。平成23年６月にはISO/IEC27001：2005（現在は更新により2013）を認証取得し、ISMSの基準に基づいた情報セキュリティ管理を行っている。

なお、不測の事態が万一発生した場合には、経営トップに迅速に情報が報告され、迅速かつ適切な対応により損害を最小限に抑える体制を整備する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

経営上の重要事項は、取締役会にて決裁される仕組みになっており、各事業部門の懸案事項などの情報が速やかに報告され効率的に牽制を行っている。又、取締役は、毎月１回開催される取締役会と臨時取締役会に加え取締役間で随時打ち合わせを行い、経営環境の変化などによる戦略決定、重要事項や業績報告及びその対策についての付議など会社の業務執行を効率的に行っている。

⑤　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は各監査役の要請に応じて、必要な報告及び情報の提供を行う。又、取締役は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときには、直ちに、当該事実を監査役に報告する。

⑥　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査が実効的に行われていることを確保するため、監査役は、取締役会のほか、重要な会議に出席できる。

監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。又、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行うとともに、内部監査部門との意見交換を行い監査の実効性を確保する。

⑦　財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に基づく内部統制評価制度への適切な対応のため、財務諸表に係る内部統制システムの構築を行い、継続的に評価し不備があれば必要な是正を行うとともに、適切な運用に務めることにより財務報告の信頼性を確保する。

⑧　反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、社会的な秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、取引関係を含め一切関わりを持たず、又、不当な請求に対しては、必要に応じて顧問弁護士や警察等の外部専門機関と連携をとり、組織全体として毅然とした姿勢で対応する。

【業務の適正を確保するための体制の運用の状況】

内部統制につきましては、年１回、内部統制システムの整備及び運用状況のモニタリングを実施し、適正な内部統制システムの構築・運用に努めております。

経営理念の浸透やコンプライアンスにつきましては、定例の内部統制委員会において、使用人への理解と向上を図りました。又、定例の委員会を通じて各部門における運用状況を確認しております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付け、財務体質の強化と将来の事業基盤の拡大に備えるために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当の維持継続に留意することを基本方針としております。

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
又、比率は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

（平成27年９月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**3,578,722**	**流動負債**	**1,190,196**
現金及び預金	2,207,936	買掛金	116,148
売掛金	1,102,205	未払金	412,689
商品	26	未払費用	56,293
仕掛品	49,972	未払法人税等	40,573
前払費用	51,305	未払消費税等	130,897
繰延税金資産	159,419	前受金	8,536
その他	7,858	預り金	10,477
		賞与引当金	402,884
		役員賞与引当金	11,183
		その他	514
固定資産	**1,495,333**	**固定負債**	**407,173**
有形固定資産	**15,817**	退職給付引当金	269,964
建物	9,022	役員退職慰労引当金	109,604
工具、器具及び備品	3,913	繰延税金負債	25,217
土地	2,882	その他	2,387
無形固定資産	**106,379**	**負債合計**	**1,597,370**
ソフトウェア	104,205	**純資産の部**	
電話加入権	2,173	**株主資本**	**3,109,154**
投資その他の資産	**1,373,135**	**資本金**	**407,874**
投資有価証券	1,279,658	**資本剰余金**	**397,528**
出資金	10	資本準備金	389,037
従業員に対する長期貸付金	1,202	その他資本剰余金	8,491
長期前払費用	1,408	**利益剰余金**	**2,321,442**
敷金及び保証金	25,156	利益準備金	42,116
会員権	12,700	その他利益剰余金	2,279,326
保険積立金	59,984	別途積立金	525,000
貸倒引当金	△6,985	繰越利益剰余金	1,754,326
		自己株式	**△17,691**
		評価・換算差額等	**367,530**
		その他有価証券評価差額金	367,530
		純資産合計	**3,476,685**
資産合計	**5,074,055**	**負債・純資産合計**	**5,074,055**

損　益　計　算　書

（平成26年10月１日から
平成27年９月30日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　上　高		6,794,014
売　上　原　価		5,761,399
売　上　総　利　益		**1,032,614**
販売費及び一般管理費		706,233
営　業　利　益		**326,381**
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	658	
受　取　配　当　金	30,235	
保　険　解　約　返　戻　金	17,325	
助　成　金　収　入	2,402	
そ　の　他	3,487	54,108
営　業　外　費　用		
雑　損　失	192	192
経　常　利　益		**380,297**
特　別　損　失		
固　定　資　産　廃　棄　損	27,285	
減　損　損　失	4,042	31,328
税　引　前　当　期　純　利　益		**348,968**
法人税、住民税及び事業税	102,910	
法　人　税　等　調　整　額	39,154	142,064
当　期　純　利　益		**206,903**

株主資本等変動計算書

（平成26年10月１日から
平成27年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金
当期首残高	407,874	389,037	8,491
当事業年度中の変動額			
剰余金の配当	—	—	—
当期純利益	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)			
当事業年度中の変動額合計	—	—	—
当期末残高	407,874	389,037	8,491

（単位：千円）

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金			
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	42,116	525,000	1,639,317	△17,646	2,994,190
当事業年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△91,894	—	△91,894
当期純利益	—	—	206,903	—	206,903
自己株式の取得	—	—	—	△45	△45
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)					
当事業年度中の変動額合計	—	—	115,008	△45	114,963
当期末残高	42,116	525,000	1,754,326	△17,691	3,109,154

（単位：千円）

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	335,958	3,330,149
当事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△91,894
当期純利益		206,903
自己株式の取得	—	△45
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)	31,572	31,572
当事業年度中の変動額合計	31,572	146,536
当期末残高	367,530	3,476,685

個　別　注　記　表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.　資産の評価基準及び評価方法

(1)　有価証券
その他有価証券
時価のあるもの……当事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
時価のないもの……移動平均法による原価法

(2)　デリバティブ
時価法

(3)　たな卸資産
①　商品、製品及び仕掛品……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
②　原材料……最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2.　固定資産の減価償却の方法

(1)　有形固定資産……定率法
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３年～50年
工具、器具及び備品	３年～20年

(2)　無形固定資産……定額法
ただし、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく償却額と残存有効期間（３年）に基づく均等償却額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。なお、サービス提供目的のソフトウェアは、５年以内の一定の年数に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
(2) 賞与引当金……従業員に対する賞与支給に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。
(3) 役員賞与引当金……役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。
(4) 製品保証引当金……製品の品質保証に伴う支出に備えるため、今後必要と見込まれる額を計上しております。
（追加情報）
当事業年度において、納品した製品に対する保証費用が見込まれることとなったため、今後必要と見込まれる額を引当計上しております。
(5) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当事業年度末において発生している額を計上しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により、翌事業年度から費用処理しております。
過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により、費用処理しております。
(6) 役員退職慰労引当金…役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準
(1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
(2) その他の契約
工事完成基準

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（会計方針の変更に関する注記）

（「退職給付に関する会計基準」等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直した結果、退職給付見込額の期間帰属方法につき期間定額基準を継続適用するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

なお、当該変更による損益等への影響は軽微であります。

（貸借対照表に関する注記）

1. 有形固定資産の減価償却累計額　109,626千円
2. 資産から直接控除した引当金
　損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産は、これに対応する工事損失引当金を相殺表示しております。相殺表示したたな卸資産に対する工事損失引当金の額は仕掛品に係る6,137千円であります。

（損益計算書に関する注記）

1. 減損損失
　当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失額
東京都品川区	事業用資産等	ソフトウェア 工具、器具及び備品	4,042千円

(1) 減損損失に至った経緯
　事業用資産等について、当初想定した収益を見込めなくなったことなどにより投資の回収が困難と見込まれたため、減損損失を認識いたしました。

(2) 資産のグルーピングの方法
　主として事業の区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最少の単位によって資産のグルーピングを行っております。

(3) 回収可能価額の算定方法
　回収可能価額は使用価値又は正味売却価額より測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるものについては、回収可能価額を零として評価しております。又、正味売却価額については売却予定価額を使用して算定しております。

（株主資本等変動計算書に関する注記）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式	3,866,135	―	―	3,866,135

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式	37,194	57	―	37,251

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年12月19日定時株主総会	普通株式	91,894	24	平成26年９月30日	平成26年12月22日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年12月18日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	91,893	24	平成27年９月30日	平成27年12月21日

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）	
未払事業税	5,281千円
未払費用	18,610千円
賞与引当金	133,193千円
退職給付引当金	87,204千円
役員退職慰労引当金	35,358千円
資産除去債務	10,645千円
減価償却資産償却額	1,552千円
減損損失	24,074千円
投資有価証券減損	26,034千円
その他	16,682千円
繰延税金資産小計	358,639千円
評価性引当額	△74,215千円
繰延税金資産合計	284,423千円
（繰延税金負債）	
その他有価証券評価差額金	150,222千円
繰延税金負債合計	150,222千円
繰延税金資産の純額	134,201千円

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針
当社の資金運用については、預金及び安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制
営業債権は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、債権管理規定に従い、定期的に主要な取引先の信用状況を把握する体制をとることによりリスク低減を図っております。投資有価証券は、主として株式、投資信託であり、市場価格の変動リスクや発行体の信用リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、継続的に保有状況の見直しを行っております。営業債務は、１年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価等には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(4) 信用リスクの集中
当事業年度末現在における営業債権のうち61.0％が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年９月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	2,207,936	2,207,936	－
(2)売掛金	1,102,205	1,102,205	－
(3)投資有価証券			
その他有価証券	1,279,658	1,279,658	－
資産計	4,589,799	4,589,799	－
(4)未払金	412,689	412,689	－
負債計	412,689	412,689	－

（注） 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1)現金及び預金、並びに(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
(1)現金及び預金	2,207,761	－	－	－
(2)売掛金	1,102,205	－	－	－
(3投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	－	－	－	－
合計	3,309,966	－	－	－

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１株当たり情報に関する注記）

1.　１株当たり純資産額　　908円02銭

2.　１株当たり当期純利益　　54円04銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（備　考）

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年11月17日

株式会社インフォメーションクリエーティブ
　取　締　役　会　　御　中

井上監査法人

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　林　　映　男　㊞

業務執行社員　公認会計士　吉　松　博　幸　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社インフォメーションクリエーティブの平成26年10月１日から平成27年９月30日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は平成26年10月１日から平成27年9月30日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。又、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会計計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。又、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「井上監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年11月17日

株式会社インフォメーションクリエーティブ　監査役会

常勤監査役　川　瀬　俊　一　㊞

社外監査役　岡　本　秀　一　㊞

社外監査役　高　橋　郁　雄　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付け、財務体質の強化と将来の事業基盤の拡大に備えるために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当の維持継続に留意することを基本方針としております。

第38期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしますとともに、株主の皆様の日頃のご支援に感謝の意を表するため、１株につき24円といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
　金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　当社普通株式　１株につき24円　総額91,893,216円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　平成27年12月21日

第２号議案　定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1)　平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、新たに監査等委員会設置会社制度が創設されました。

つきましては、当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

(2)　取締役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役の責任免除に関する規定及び責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。なお、変更案第29条（取締役の責任免除）の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

(3)　機動的な配当政策及び資本政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会の権限において決定できるよう変更案第33条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、これに伴い、現行定款第7条（自己の株式の取得）及び第39条（中間配当）を削除するものであります。

(4)　その他、上記の各変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現行	変更案
第１章　　総　則	第１章　　総　則
第１条～第３条　＜条文省略＞	第１条～第３条　＜現行どおり＞
（機　関） 第４条　　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査役 （３）監査役会 （４）会計監査人	（機　関） 第４条　　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査等委員会 ＜削除＞ （３）会計監査人
第５条～第６条　＜条文省略＞	第５条～第６条　＜現行どおり＞
（自己の株式の取得） 第７条　　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。	＜削除＞
第８条～第１７条　＜条文省略＞	第７条～第１６条　＜現行どおり＞
第４章　　取締役及び取締役会	第４章　　取締役及び取締役会並びに監査等委員会
（員　数） 第１８条　　当会社の取締役は、１０名以内とする。	（員　数） 第１７条　　当会社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、１０名以内とする。
＜新設＞	２．　当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。
（選任方法） 第１９条　　取締役は、株主総会において選任する。	（選任方法） 第１８条　　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
２．　＜条文省略＞ ３．　＜条文省略＞	２．　＜現行どおり＞ ３．　＜現行どおり＞

現行	変更案
（任　期） 第２０条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ＜新設＞ ２．補欠又は増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。	（任　期） 第１９条　取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ３．前項にかかわらず、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（取締役会の招集権者及び議長） 第２１条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ２．取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を開催し、議長となる。	（取締役会の招集権者及び議長） 第２０条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。 ２．取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
（取締役会の招集通知） 第２２条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集通知） 第２１条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

現行	変更案
＜新設＞	（監査等委員会の招集通知） 第２２条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（代表取締役及び役付取締役） 第２３条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ２．取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役社長１名を選定し、必要に応じ取締役会長１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役各若干名を選定することができる。	（代表取締役及び役付取締役） 第２３条　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である者を除く。）の中から、代表取締役を選定する。 ２．取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である者を除く。）の中から取締役社長１名を選定し、必要に応じ取締役会長１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役各若干名を選定することができる。
＜新設＞	（取締役への委任） 第２４条　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。
第２４条～第２５条　＜条文省略＞	第２５条～第２６条　＜現行どおり＞
＜新設＞	（監査等委員会規程） 第２７条　監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

現行	変更案
（報酬等） 第２６条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第２８条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
＜新設＞	（取締役の責任免除） 第２９条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令で定められた範囲内で、取締役会の決議によって免除することができる。
＜新設＞	２．当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第５章　監査役及び監査役会	＜削除＞
（員　数） 第２７条　当会社の監査役は、４名以内とする。	＜削除＞
（選任方法） 第２８条　監査役は、株主総会において選任する。	＜削除＞
２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	＜削除＞

現行	変更案
（任　期） 第２９条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	＜削除＞
２．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	＜削除＞
（常勤の監査役） 第３０条　監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定する。	＜削除＞
（監査役会の招集通知） 第３１条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	＜削除＞
２．監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	＜削除＞
（監査役会規程） 第３２条　監査役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。	＜削除＞
（報酬等） 第３３条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	＜削除＞
第６章　　会計監査人	第５章　　会計監査人
（会計監査人） 第３４条　当会社は、会計監査人を置く。	＜削除＞

現行	変更案
（会計監査人の選任） 第３５条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。	（選任方法） 第３０条　会計監査人は、株主総会において選任する。
（会計監査人の任期） 第３６条　当会社の会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．　＜条文省略＞	（任　期） 第３１条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ＜現行どおり＞
第７章　計　算	第６章　計　算
第３７条　＜条文省略＞	第３２条　＜現行どおり＞
＜新設＞	（剰余金の配当等の決定機関） 第３３条　当会社は、剰余金の配当等会社法第４５９条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
（剰余金の配当の基準日） 第３８条　＜条文省略＞ ＜新設＞ ２．　＜条文省略＞	（剰余金の配当の基準日） 第３４条　＜現行どおり＞ ２．　当会社の中間配当の基準日は、毎年３月３１日とする。 ３．　＜現行どおり＞
（中間配当） 第３９条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年３月３１日を基準日として中間配当をすることができる。	＜削除＞
第４０条　＜条文省略＞	第３５条　＜現行どおり＞

第３号議案　取締役（監査等委員である者を除く）５名選任の件

当会社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（５名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である者を除く）５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である者を除く）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
1	山田　亨 （昭和29年５月26日生）	昭和53年４月　当社入社 平成７年12月　取締役PC-SI部長就任 平成12年４月　常務取締役情報システム本部長就任 平成12年10月　常務取締役経営企画室長就任 平成13年12月　代表取締役社長就任 平成26年10月　代表取締役社長兼ITサービス事業部長就任 現在に至る	89,975株	なし
2	小沢庸司 （昭和30年11月１日生）	昭和54年４月　当社入社 平成９年12月　取締役総務部長就任 平成12年10月　取締役管理本部長就任 平成13年12月　常務取締役管理本部長就任 平成19年７月　常務取締役経営企画室長就任 平成23年10月　常務取締役管理本部長就任 現在に至る	77,181株	なし
3	須賀明宏 （昭和29年10月19日生）	昭和53年４月　当社入社 平成７年12月　取締役ネルコム開発部長就任 平成12年10月　取締役営業本部長就任 平成13年12月　常務取締役経営企画室長就任 平成19年７月　常務取締役管理本部長兼管理本部管理部長就任 平成21年５月　常務取締役管理本部長兼技術部長就任 平成23年４月　常務取締役管理本部長就任 平成23年10月　常務取締役テクニカル営業本部長就任 平成25年10月　常務取締役テクニカル運用本部長就任 平成26年10月　常務取締役ITソリューション事業部長兼テクニカル運用本部長就任 平成27年10月　常務取締役ITソリューション事業部長就任 現在に至る	92,825株	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
4	吉田明芳 (昭和35年５月19日生)	昭和56年10月　当社入社 平成13年12月　取締役システム営業本部長兼システムソリューション３部長就任 平成15年４月　取締役システム営業本部長就任 平成18年４月　取締役テクニカル営業本部長就任 平成21年７月　取締役テクニカル営業本部長兼ネットワークソリューション部長就任 平成22年10月　取締役テクニカル営業本部長就任 平成23年５月　取締役テクニカル営業本部長兼テクニカルソリューション２部長就任 平成23年10月　取締役ビジネス推進本部長兼事業統括部長就任 平成25年10月　取締役営業部長兼パッケージソリューション部管掌就任 平成26年７月　取締役管理本部担当就任 平成26年10月　取締役経営戦略室長兼経営管理部長就任 現在に至る	61,900株	なし
5	齋藤良二 (昭和36年11月20日生)	昭和55年11月　当社入社 平成16年４月　テクニカル営業本部茨城開発センタ長就任 平成20年２月　テクニカル営業本部テクニカルソリューション３部長就任 平成23年10月　システム営業本部システムソリューション２部長就任 平成25年４月　システム営業本部副本部長兼システムソリューション２部長就任 平成25年10月　ソリューション開発本部長就任 平成25年12月　取締役ソリューション開発本部長就任 平成26年７月　取締役ソリューション開発本部長兼ソリューション開発本部第３部長就任 平成26年10月　取締役ソリューション開発本部長兼ソリューション開発本部第２部長就任 平成27年10月　取締役テクニカル運用本部長兼テクニカル運用本部長第２部長就任 現在に至る	22,600株	なし

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当会社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
1	岡本秀一 （昭和22年12月21日生）	昭和45年４月　株式会社日立製作所入社 昭和59年４月　株式会社日立情報ネットワーク（現 株式会社日立システムズ）へ転籍 平成５年２月　同社国際情報システム部長 平成12年２月　同社ERPソリューション部長 平成12年８月　同社第２システム部長 平成23年12月　同社退職 平成25年12月　当社監査役就任 現在に至る	―株	なし
2	菅原徹 （昭和25年５月10日生）	昭和45年４月　東洋サッシ株式会社（現 株式会社LIXIL）入社 平成13年10月　トステム株式会社（現 株式会社LIXIL）情報システム本部システム運用部長 平成14年１月　ITインフォメーションシステムズ株式会社取締役システム運用部長（現 LIXILグループ情報部門分社に伴い出向） 平成22年５月　トステム株式会社（現 株式会社LIXIL）退職 平成23年１月　当社顧問就任 平成27年11月　当社退職	―株	なし
3	藤田稔 （昭和27年10月11日生）	昭和46年４月　株式会社日本ビジネスコンサルタント入社（現 株式会社日立システムズ） 平成17年４月　同社資材部部長 平成22年10月　同社調達本部調達部長 平成24年10月　同社退職 平成25年11月　株式会社日本ビジネスデータープロセシングセンター入社東京支社支社長就任 平成27年10月　同社退職	―株	なし

（注）1.　各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.　岡本秀一及び藤田稔の両氏は、社外取締役候補者であります。

3.　岡本秀一氏を社外取締役候補者とした理由は、これまで培ってきた豊富な業務経験と知識を活かして、客観的な視点から当社を監査していただ

くため、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、岡本秀一氏は現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって２年となります。

4. 藤田稔氏を社外取締役候補者とした理由は、豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役としての役割を適切に遂行していただけると判断したためであります。
5. 当社は、岡本秀一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、本議案が原案どおり承認可決され、同氏が監査等委員である取締役として選任された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 第２号議案「定款一部変更の件」及び本議案が原案どおり承認可決され、岡本秀一、菅原徹及び藤田稔の各氏が監査等委員である取締役として選任された場合、当社は各氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額といたします。

第５号議案　取締役（監査等委員である者を除く）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成15年12月18日開催の第26回定時株主総会において年額200,000千円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である者を除く）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額200,000千円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役の報酬額には使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は５名でありますが、第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である者を除く）は５名となります。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額30,000千円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第２号議案及び第４号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名となります。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第７号議案　役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給並びに退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、現行の役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを取締役会で決議いたしました。

これに伴い、第３号議案「取締役（監査等委員である者を除く）５名選任の件」をご承認いただくことを条件として、重任される取締役５名に対し、当社所定の内規に従い、本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を打切り支給いたしたいと存じます。

打切り支給の対象となる取締役５名に対する退職慰労金の支給時期につきましては、各取締役の退任時といたしますが、その具体的金額、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

又、第２号議案「定款一部変更の件」をご承認いただき、定款変更の効力が発生した時をもって監査役を退任される川瀬俊一氏、岡本秀一氏及び高橋郁雄氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の内規に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

打切り支給の対象となる取締役、退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

＜打切り支給の対象となる取締役＞

氏　　名	略　　歴
山　田　　亨	平成７年12月　取締役就任 平成12年４月　常務取締役就任 平成13年12月　代表取締役社長就任 現在に至る
小　沢　庸　司	平成９年12月　取締役就任 平成13年12月　常務取締役就任 現在に至る
須　賀　明　宏	平成７年12月　取締役就任 平成13年12月　常務取締役就任 現在に至る
吉　田　明　芳	平成13年12月　取締役就任 現在に至る
齋　藤　良　二	平成25年12月　取締役就任 現在に至る

＜退任監査役＞

氏　　名	略　　歴
川　瀬　俊　一	平成20年12月　当社監査役就任 現在に至る
岡　本　秀　一	平成25年12月　当社監査役就任 現在に至る
高　橋　郁　雄	平成22年12月　当社監査役就任 現在に至る

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会　　場：東京都大田区大森北一丁目６番16号
　　大森東急REIホテル　５階フォレストルーム
　　電話（03）－3768－0109（代表）
交　　通：JR京浜東北線　大森駅下車　徒歩１分

